

平成 28 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
 代表者名 代表取締役社長 下 村 隆 彦
 (J A S D A Q ・ コード 6 0 6 2)
 問合せ先 取締役経営管理部長 里 見 幸 弘
 電話 06-6445-3389

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 9 月 9 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 28 年 9 月 27 日開催予定の当社第 32 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるために、現行定款第 2 条（目的）に変更を加えるものです。
- (2) 会社法改正に伴う根拠条文の変更により、現行定款第 33 条（監査役の任期）を一部変更するものです。
- (3) その他、一部文言の修正、条文の追加に伴う変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 (条文省略)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 及び介護予防サービス事業 (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 及び介護予防支援事業 (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス 事業及び地域密着型介護予防サービス事業 (新設) <u>(4) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者 向け住宅の設置運営</u> <u>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく障害福祉サービス</u> <u>(6) 高齢者、身体障害者に対する介護、自立 支援等に関する業務</u>	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) <u>(4) 健康保険法に基づく訪問看護事業</u> <u>(5) (現行どおり)</u> <u>(6) (現行どおり)</u> <u>(7) (現行どおり)</u>

<p><u>(7)</u> 高齢者、身体障害者への機能回復訓練及びコンサルティング</p> <p><u>(8)</u> 配食サービス事業</p> <p><u>(9)</u> 給食及び給食管理業務</p> <p><u>(10)</u> 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業（新設）</p> <p><u>(11)</u> 人材育成のための教育事業及びコンサルティング業務</p> <p><u>(12)</u> 介護事業全般に関するコンサルタント業</p> <p><u>(13)</u> 不動産の売買・賃貸・仲介及び管理</p> <p><u>(14)</u> 介護保険適用外の居宅介護、生活支援サービス等の提供</p> <p><u>(15)</u> 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第 3 条～第 32 条 （条文省略）</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第 33 条</p> <p>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p> <p>第 34 条～第 47 条 （条文省略）</p>	<p><u>(8)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(9)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(10)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(11)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(12)</u> 衣料品、日用雑貨、装飾品、食料品、医療器具、福祉用具、介護用品及び介護機器等の販売及びレンタル</p> <p><u>(13)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(14)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(15)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(16)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(17)</u>（現行どおり）</p> <p>第 3 条～第 32 条 （現行どおり）</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第 33 条</p> <p>（現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>4 （現行どおり）</p> <p>第 34 条～第 47 条 （条文省略）</p>
--	--

3. 日程

- ・定款変更のための定時株主総会開催日 : 平成 28 年 9 月 27 日（予定）
- ・定款変更の効力発生日 : 平成 28 年 9 月 27 日（予定）

以 上